1曾5
132

門 1 皆 5
692
卷

雜錄

信州小縣郡小鄉領訪社小河原武田信玄願書之写

敬白願書

言帰命頂礼小鄉領訪法州大明神曰
德業斬信玄相待紀軍出漢可令防戰
哉不吉凶願卜問四座人其辭曰九二
之爻喜也（任蔦約百神所至期之為）表云云希隨天譴
與誠軍則如信玄存命以勝利加之長
院景席忽逝北溝亡者併鄉小鄉領訪社
之保者也神明云私奏凱歌到海家安
泰之日院已来嚴給之十箇年之間毎
嚴事後拾錢為御鏡可奉社納者也仍
願状如件

惟時永禄二年己乙未

△原年人昌衡
山縣之郎兵衛尉昌景
小山田三郎右衛門信義
長坂源五郎宋田
板垣左京亮信安
小笠原小總守信貴
馬場美濃守信春
内藤右京進昌秀
穴山梅雪信君
横田十郎兵衛尉尹松
今福市郎左衛門昌江
左衛門尉中務丞國
安中左兵衛尉景盛

秋九月一日　武田徳蒙軒信玄黒

奉納下郷明神願書　沙彌

△小図社小あり記情文分見しるしより抜出し

江州甲賀士井一家　○山北九家　黒川　大河原

願宮　土山　大野　岩尾　佐治　神保　隠岐

○山南六家　大原　上野　和田　瀧　高峯　池田

○左図之家　（形部）　（白川）　（図書）

○栢木之家　佐　山中　（長濃）　（隠岐）

一　なれ葉の湯ゝゝ葉寮を建て数寄屋と称しゝより先ち宝り

ゝる法制ゝゝゝのようゝゝかてひとゝゝ出ゝゝゝぐき所とゝかゝふ

ゝゝ（柱）ゝゝと云ゝ紹鷗ゝて八四畳半小ゝて天井八流天井小て

ゝゝゝ南小て弓ゝ合の紙小ゝ壁と法て席と一畳の席ありき

利休小いゝゝ九柱と申八赤土の壁ゝゝ隠ゝゝゝ天井と

中ゝゝ中ゝ家柱ゝぶゝと見てつきとけゝゝて所席紙窓

ゝゝゝ小日ゝ光ゝゝとゝけ出ゝゝ小ゝゝ小ゝゝとゝ小ゝとつけゝ

山形ゝ八茶図ゝゝふ見ゝゝ宮ゝゝゝ二畳半一畳半のかて

ひゝゝ小ゝ有ゝゝゝゝと云ゝ中ゝ古流小ゝりて茶図の名ゝ

ゝゝ家流掛（3）ゝ茶図ゝゝふゝゝ流ゝ形ゝ八ゝ利休ゝゝ

燻小ゝ茶立ゝゝ小ゝゝゝゝゝ古法悪ゝ茶ゝゝゝ

ゝゝふ古流小ゝゝりて茶ゝゝゝ茶立ゝゝ波茶

ゝゝ八帰りゝゝと切りて炉ゝ炉ゝ小ゝ燻ゝ小ゝ又席

ゝゝ茶ゝの法小ゝの図ゝゝ度ゝゝゝ

ゝゝ茶ゝのゝゝゝ図ゝゝて炉ゝ炉ゝ茶ゝ

ゝゝ中ゝゝゝゝゝ茶ゝ茶図

茶ゝ立させらゝゝふ茶ゝの事　瀧田法長　利休流先ゝ

小ゝゝ八法ゝゝゝゝ形ゝゝ出ゝて古制

逐一小ゝ法ゝゝゝゝ古制小ゝゝゝ茶流

利休ゝゝゝ茶ゝの法制ゝゝゝゝ

利休小紙と云ふ事一説ハ小松内府より宗
きゆうちくとあれを利休ゝ利休ハ
宗ハ短と云ひ小大閤より拾度の人々七人ありてされと竟
子の七人成中ゝ中せ〳〵小大閤利休小拾せて拾度
小大閤利休小拾せて拾度すきよりて有楽ハ者なの制式
ゝ利休ゝの拾ゝり細川越中ゝ入乃之爾も七人成の内ゝ
ゝ家小あまゝハ拾度ハ拾〳〵ゝ
拾中ゝ〳〵今織田貞置の系式ハ竟ゝ
ゝ系拾なりとゝ
一今渡〳〵の墨漬として細川冊子ゝ小松内府ゝ宗
國〳〵砂金と渡ゝ〳〵拾の志漬ゝ
正璞求頌要修行　日月應須一着鞭會得个中
端的意縱教日午打三更
佛照老僧西□　ゝ小角布あり
一鄉里先生小家脇ゝ贊の餘ゝり牧童の牛背中ゝ笛吹図

画工ゝ考〳〵ゝ文字ハ八分ゝ
背兒將短笛吹春泉春吡日遲十年四海疲征戰
得似桃林放牧時　天台僧沙門　弼
一千本ハ×ゝ小神ゝの樓と樓風のゝ
ゝの四ゝ欲ゝ
ゝ景と測ゝ
ゝも
ゝ
ゝ上古ハ
結〳〵ゝ
一祇園ゝ縁宣云の寢敏ゝ
一神ゝ紀小功泡ゝ
ゝ書ゝ紀
一十陵の内天智光仁桓武の山陵ハ百世不易のゝ八幡
一文武世宗の〳〵ゝ
一衛府ゝ

一四分（ズン）被（ヒラク）掾（ジョウ）流外（リウゲ）と云国司氏出授

勅解由ハ諸国の任限ハ四年ニ四年小四度上洛して勅宮を
すゝれと四度解といふこゝ解の中と勅ふる宮あり四七二
十八年ニて番儀小任ゝ
尚後ハ東宮御書の附小御側ハあり云を後ハ
り附小黙圏といふこゝ東宮学士の仍後ゝと学て東
宮の出ふ〳〵の附小出指南ハ
今世の衣裳の上衣の上小御ハ袴と加て出すハ小魁上の
衣裳ハてき〳〵ふ〳〵 国上
燧の事源平盛衰記小云〳〵劔小ハ
目石の角と取て火を打出し〳〵より師小ハ
て指火爽城ハ次雲出流悪る焼亡又是より天叢雲劔と草薙
劔と名付る波燧と云ハ天照大神百王の末れ帝と我出流と
見奉らんゝて自を御後小移させ給る小初の御損の後ハ紀
伊國日前宮出坐事二度の出後と取上け御覧し〳〵小百ゝ

〳〵て打給ふ〳〵彼ルヲ燧小ナシ給て波の燧と源の燧小の〳〵劔
小付ら〳〵ゝ〳〵ゝ今の世ゝ
火燧と云ふ事也〳〵

一法華経 国上信連合戦の中小 我朝之種の国ハ東と云ハ天照大神
百王の末也〳〵我出形と見給〳〵せんとて移〳〵西海小御〳〵〳〳
相殺後ゝ云ハ又法ロ国ハ東の御貌と形と〳〵〳〳小百度悪
移〳〵後ゝ石位衛府の女ハ後法ゝ〳〵ハ地下小〳〳て波ゝ直人
小給〳〵ゝ小後て国ハ東の出貌と号て法華と約て左の左府
府赤皮左近府藍皮と仍の小と初国王の御宝ゝ〳〳ハ下
道北方雑出流ゝ〳〳ハ地の中小雑役の車と逆黄本小引陰形

一轅門 国上額打倫下小所の口小ハ雑役の車と逆黄本小引陰形

一奥州名取郡笠島の乃祖御都の加茂の河原西一條の小乃
辺小初日千ゝ雲流の道祖神女ゝ〳〳ゝ〳〳ゝ〳〳ゝ紙支ニ
合せとーけるを（セトーエケリヲ）商人小嫁ゝて勅宮（セウレテ）奥州へ波道下治ゝ〳〳ゝ
国人是ヲ宗教〳〳て神ゝ事相ハ男女不頼ゝ〳〳ゝ陰相と造て

神祇官ニ於テ行ハルヽ叶祭ト云フ事ハ洪元年ヨリ始リシ歟
信濃郡八所目ト云フ所ニテ白鹿ヲ殺スヿ民家ハ小ヒヽ多ク
しく鹿ヲ多小ヒやとんて白鹿ヲ殺ヲ事ハ多ク鹿
えいけうふ法形ト作リテ法ヲ行ヒ
のヲと作リ初シテ天ヲ
ヲすこしもふやしわうのヲ法ヲ
ふこ
ふ多リ記

一日本國ニ於テ去リヌル二千七百六十里南北六百三十七里四ト
一鳴弦　寛治年中　堀河御所　殿上ニ於テ
弓の法ヲ之度鳴シ
一管ハ篤の尾ト銀テ巻一尺餘ヲ加ヘ白金筒ノ金ハ
弾力ハ出ヲ
一蹈歌節會ト中ハ人王二十九代帝天智天皇ノ時ヨリ始
置タルヲ甚ノ都ノ内裏ニ於ハ志賀郡大津ノ宮ニ於ル
ヲ大臣始テ蹈ヲ行ヒ常陸國ヨリ白雉一羽

一天二寸ノ角ヲ生タル白馬一匹奉ル波遠文ニ云ク雑色白鹿白鳥ヲ
馬角長治ト書ク世ニ出ヲ
例トシテ年ヲ正月十六日雲ノ上人ヲ馬ニ乗テ引出ヲ
ト振テ水ヲ港ヲ
一本曽山曽ヲ　土蜂　餘金ヲ
者射テ見ヲ
一齋明ヲ忠ヲ　ノ所ヲ　ヲ切紙ヲ細ク
の体ヘ射ヲ
と云ヲ中ニ切紙ノ文ヲ
て籤の中ヲ
一景高　腔巾金ヲ　太カ打打
一真壁郡ノ直垂石打紙ヲ
りと正ヲ中ヲ
一曽の神ヲ
一切正の頭ヲ

一悦の河とて二度渡り叶ハず（明雲八幡下）と大国乃法にて軍に勝ぬと云ふ
悦れ秋とうとう我勢にて軍小勝〳〵悦の河を過ぬ兵〳〵重衡
一秋又ハカウ平と云ハ平四郎長茂と云ハ九ず人太力〳〵薩摩の国住
源平盛衰一揆ハ 別国総討密後ハ
一今度ハ大将と名乗こ合て渡の神に南無宗廟八幡大菩薩と書付
ケリ 笠に軍勝の笠聖と書くり。大将義経ハ鎧直の頭貫を履
自餘ハ牛皮を履ク 義経院宣ハ
一河野守頼叙貫ぬきて赤鎧と切〳〵賜首源義仲と跡を書て
警者義仲左右の眉の上に疵を被れ形ハ塗り
一九郎ハ曹司ノ青海波七ず演ハ曹司鞍七ず 和田小太郎
白波七ず 畠山秋文康元七ず八ず 磨墨生唐墨毛八ず 篠
ず白五歳。又秋ハ名馬ハ二日間和琴を形浦〳〵嘉磯市川之
大平ず 小平ず 夏ハ小荒ず と〳〵或ハ長七尺家或八尺とそ
一兵数四万千人ニ隠巻きせて楯ツカセテ逆茂木ヲ引陳其儀ニ百人撰二百
源氏ノ軍兵と言ハ〳〵ハ西方ハ立烏帽子ニ金ケ丸人ハ者と

宗盛家の大将軍ニ子ハ〳〵と過を。忠度ハ赤木の鞭小西銀海
金巻ケルカヲ掖ハ忠度最期
一山鳥ノ尾と云て矯形ケリ 羽ケ一すバ置て二演小太郎義盛と
焼鏑ケリ。星逢ノ失十四束ケリ
郎宗長と出 源平盛衰
一朝敵ヲ治る形ニ出ケル 衣ノ捻ニ黄ナル大口葉早黄色直垂
著タリ肩ニハ九ノ八幡大菩薩と鎧ト鎧右ノ肩ニ山姥鎧ケリ 義衣と云
源ヲ義タリ 惜 已上源平盛衰記ニ出ケリ
一宗家新宮の小家山広の名紙八百人一ケと名紙ニ一枚ニ一首つ書テ
陸奥ニ押さまこと屋敷人これと宇枚ツ屏風一双ニ書ケリ
奥ハ焼失し故郷もて不宇枚法家ニ散乱せ〳〵小ケもも法ハ
出〳〵こ小焼失して世ハ法ハ二三十枚ハ〳〵ハ山色紙も〳〵
八濱一首黄金を枚つりとやせ〳〵今ハ人の作信信せ〳〵
ハ宗ヲ〳〵のくし〳〵の掛ケ人の小〳〵て家を掲ラ紙ケ友〳〵
色紙と宗と好者ハ〳〵て寛とせ〳〵いも〳〵境の翁ハ

富士谷成章が八雲藻さひしき品の歌出し名紙とそこらなるその
あて第廣濃して紹鷗と称くそう紹鷗の
家さもり家此よりて紙つくりて
いつ宗家の小家の名紙八雲
日のあひ所と掲くる家庵
名して八雲ひくらの家出し名紙くしの人々等美のひとか
して世のいふしてもう紙ひめと称ふひしてきもで見人
を茶小出紙ふ人ふ茶小倉集紙濃しあふ庵の茶法の流
系やまき家名の家ともそふひもやふふ
のいふうて相さひしきふ紙あふふ茶世此
家あふしとふうの心けとのつふ人のひと
とつふ応せしふ人ふ紙と系の
家小興ひしふふふふ世ふ山の名紙と系の
ふふふふ

一 樋口権兵衛御前ニ而九郎左衛門ニ対し先祖田原之退而之海之事
左衛門文書九郎殿ニ而ハ段々九郎左衛門殿ハ宰人ニ而ハ不申ニ而
つ流宗一撥ニ対し刹那ニ而ハ不申ニ対し新ハ
八月ニ者と浦合中ニ対し一日ニ而之度浦合ニ成もつ所ニ
申ニ対し 権現様御法ニ而ハ浦合ハ無御
座ニ御本城中之通永源六年御前ニ而ハ
本城ニ対し御感ニ
源之郎左衛門殿ハ先ニ敵迎ニ対し二九ニ
刹那九郎左衛門殿ハ御本城中ニ而ハ
源ニ而ハ中ニ対し
座ニ而之度浦合中ニ対し
一 甲斐年冬ニ成ニ而ハ九郎殿ハ
資ニ対し

一 永源八乙丑年冬州大深村七百石余相付浦度年同心二十人同心
ニ対し 御付ニ対し野田村同心二百石相付浦ニ
同九郎殿ハ藤田九郎同浦七郎ハ
付ニ成

一 元和元年乙卯年遠州濱松城逆心之時ニ刹
源ハ人ニ浦者ハ別浦ニ者ハ
ニ対し御刹ハ浦ニ
城小原新田と申ニ而ハ
来ニ浦ニ百石相付ニ
一 元和二年丙辰年冬ニ
合働中ニ浦ニ対し御城際ニ
輪ニ成ニ
一 遠州高天神ニ対し
大成口物 権現様御前ニ
機嫌能ニ浦ニ
ハ

一 天正之乙酉年冬州長濱城合戦ニ対し九郎左衛門殿ハ九郎組

討死仕候事　同年遠州浜松城攻落し候事
死去仕候年十七
一天正九辛巳年駿州ゟ遠州へ御合戦御割渡井ゟ中者討死
中山ゟ岩殿勝頼ゟ内藤ゟ出張ゟ出張ゟ御討死遠州之
人物ゟ仕候
一濃州田中城攻掛候時土屋右衛門尉ゟ郡左衛門ゟ者墨面
前ゟ為取出ゟ渡井渡義先仕候
一尾張長久手合戦ゟ別大御所ゟ大御所ゟ為名代小笠原民部大輔
西尾隼人正井伊兵庫ゟ外大御所ゟ伊勢守ゟ御中ゟ
小笠原ゟ九郎大夫ゟ者共ゟ段合戦ゟ者石原隼人正加藤甚五郎
一番ゟ渡合番同隼人正福井隼人正義抜先ゟ渡ゟ
討死仕候事　同年ゟ御出馬ゟ
一天正十八年小田原ゟ御初ゟ石垣ゟ者ゟ
討死仕候事　同年ゟ御出馬ゟ
一天正十八年ゟ小田原ゟ御初ゟ石垣ゟ者ゟ
討死仕候事　同年ゟ御出馬ゟ
一天正十八年ゟ小田原ゟ御初ゟ石垣ゟ者ゟ
討死仕候事　同年ゟ御出馬ゟ
一天正十八年ゟ小田原ゟ御初ゟ石垣ゟ者ゟ
討死仕候事　同年ゟ御出馬ゟ

尊淡 土佐守
一天正四丙申年長久手御陣ゟ討死ゟ者ゟ
ゟ駿ゟ州和地村ゟ内百石出ゟ
一出羽庄内ゟ討ゟ郡左衛門一所ゟ御陣ゟ
一関ゟ原出陣　於現様出陣出陣仕候
御陣ゟ出ゟ出陣ゟ出陣仕候
関原御出陣ゟ
一大阪宝永出陣ゟ出陣仕候
一大阪御年ゟ出陣常陸出陣ゟ
ゟ出陣ゟ出陣ゟ駿同年ゟ
忠能 因幡守
一関ゟ原御陣ゟ討ゟ
一大阪宝永出陣ゟ出陣
一大阪御陣ゟ出陣ゟ

きくのと云て上しまりうゑ山法人くまめくろけといふ名をつけてをこひ
給て法ふちりうせ〳〵よ〳〵又敵家にて基成國て人くをそ〳〵小勝負
とあるをひてかと拔て敵〳〵ふ人くをとめつひてゐるゐ〳〵ゐる
將軍中おろ〳〵一人ゐくをれてゐれをまくる水をとをきたゐ
彼金の物語〳〵齊田大學は魏滿ゐ煌煌而死牽體皆まくを附人ゐ為
贈破とあゐ後なりし合せ〳〵ゐ〳〵
松平伊の家文大河内金ゐ藤のいひ〳〵ハ古間敵郎ハ稽貴ニ日ゐ〳〵ゐ人
ゐりとを後の附ゐ〳〵て佛せ〳〵ゐ〳〵ゐ〳〵ゐ

そこなわれ人なりかけ物とかつこうあしくくして沙汰くく業腕家へ
ゆくとも疲るきに成うちまうて結ぶてあるしるとなく人をもじかくいに海
とあつくしるあり

有馬氏ハ

赤松則祐 — 出羽守義祐 [有馬氏と称し摂津有馬郡に住せし故へ]

中出 [長慶ノ法名宝ハ細川澄之花元] 宝ハ松平源助娘

則祐十代へ

道則祐

玄蕃頭豊氏

九郎左ハ早世
大学助 宮内少輔 [法出家ス豊長久内出]
女子四人 中山中将 源刑部大輔 有馬伯耆守 [室]

忠勝 [中出ハ初ハ右衛門尉 西尾母海女ノ娘入]

結城 [長慶 夏ノ永年中早世]
頼次 [伯耆守 鳥居忠晴ノ女 中出侍従 [室]]
女子二人

松平世 [玄蕃頭則利ノ出ハ松平右馬頭ノ女ノ実ハ八七年]
源四郎 中務大輔 [則元玄蕃頭死ノ後家ノ]
女子四人 稲子 [十五子章通室] 肉方 [通之室 豊直室]

則頼初播ノ法河邨ハあり大閤ノ属シ小田原陣ノ後遠ノ横須賀ノ二万石を
頂シ光後制後 [全徳ハ法印ノ二ツ] 法印ノ二ツ [三] 大閤ノ寵ノ[ト]ル元ノ寵ノ[ト]ル寵ノ[ト]ル寵ノ[ト]ル
功ヲて法印有馬郡二万石を賜リ之田信長玄蕃頭ニ仕ヘ没後秀吉ノ
石賜リ法印ノ長七八十家ノ[ト]て幸遠ノ[ト]豊氏賜て合て八万石ノ
大阪陣ニ天満ノ[ト]ニ陣シ夏陣ニも出陣ノ元和四大阪普請ノ[ト]ノ六年

右法印ノ[ト]ハ[ト]ハ世ノ[ト]石賜ノ[ト]ハ[ト]ハ[ト]ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くげと見者をとてひしゝかりの六
指代貫積　南の鍬ゝ百文と二貫七ゝ　積力山積て空を数十
あなれば二千貫の数ゝ百貫ゝ
世諺問答小四月ゝの話の流るゝとゝ人ゝ五ゝいとゝ
ゝゝゝゝひつゝゝとゝゝ月とし小七月とゝつけ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
門の松ゝゝゝゝ

[illegible]の十二月乃ち[illegible]の井と称して人ふ
くませ給ひて立春の日れ[illegible]直ち一座[illegible]土[illegible]ふのもて女房す
つけてこれをとりこれにあさされいのうたをふて此せ泉の方をしらせ
められてこれをきゝ[illegible]りてく[illegible]れ[illegible]ひ井[illegible]水とてくゝる水を
呑ものも[illegible]ゝ[illegible]のてゝめ[illegible]汲ハ若水といひ[illegible]
延喜十一年[illegible]月廿日後院[illegible]ち[illegible]山野
天神と和歌美嗜と[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]
[illegible]記白馬と馬の[illegible]乃[illegible]天乃白[illegible]ハ地ふ白馬[illegible]ひ天乃
用ハ[illegible]ハ地の用ハ馬[illegible]ふ文[illegible]と京都
ふ[illegible]て[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
爆竹[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]て[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ源氏の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]とのあい[illegible]も[illegible]より[illegible]の作物のうへに岩石を作りいと
かの中に作りあの方の獣を作りてまつりて卯杖とのいしもうへに
とくでゝ氣象あるとしいうちぐとつくり南にうとしいに馬を作り
延喜式と考えいに氣象ほどいかいてゐ杖とそこにうとわりをこの
本文と文尺守つぶきりて二本三本を[illegible]て奉ることを
月のとの卯の日をもとめて卯杖とをく
二月初午に法大師東寺の門をたて稲荷の三月の午の日
のひ行て弘法大師東寺の法ふ勧請中されたりしに法ふ勧請
ゆり出日をもて御日とやりべうこん系の日出来の中将と初使ふ
うこらうこもしに夢の告行りしより[illegible]ひうらの漫
とかうこうとりつくさう
第三いんけつとい第日といひて一切の業をこの日とりさたふ
第三第とかのいとうく調ひうくひかくこ悪をそこうとり
和文行あやかい[illegible]けあも羅法を法ふとの法ふ
もしに花右近衛のこう高ふうに馬ふ[illegible]ことの行ふこひ

りの日命もやうやうとやいんちのこうもかう
和宝この外ふさうこ和流ありうこ紀ふとやうやうこ
れい時とふふうせんとたかくこんにこ
祇園会此家の日四条東橋ふうこ東の法ふ
と用ふふこい天治元年より始ふうこ
祇園の家とうこ十日に行ふうこ時の
ことかうこ長命とこと行ふいさうよ見ふ多ふ甚多も中ふ氏
子の用法と行ふこもちうこうこれいあたま拾とふ拾と内ふう
れう祇園ふとそこ行ふかうこ代のこい拾乃ふとふうて君ふかと共
かうこうこしふとふ分と東遊のうこひ家ふうこ天定の田記を見ふ
行り出ふうこかとふこい祇ふ拾ふうこ神の心とふうこうこ内ふうこ天
四条橋の宮ふ節ふ行ひ祇園御霊の拾とふうこ神輿と
うこうこひ者ふうこ者ふうこ[illegible]ふうこ
ふこ四月稲い天武天皇の四月より[illegible]
同ふせうこうやうこうこの家ふ臨とふとふこうこ月れ家こうこ

らくさぶ人のみやこのいのち法師のとしとなりてもと
法師も関白の法花ぶ[illegible]ひてとしをふるほどに法師出てあきのをりとさらに
うちうちもうく法師とかのぶ[illegible]と御しとみくうち
七月七日七夕とて人々遊てをり七月七日七夕とて菓子らけ[illegible]二星と祭り
秀花と御ぶ[illegible]右より中御門宰相[illegible]
他義花ハ清盛の他義ちかてしかの先しまとせちといてり[illegible]
ハ見くさぶ[illegible]七月[illegible]ハ日和花とも物うく見ぶりしハ垂仁
七年と七月ぶ[illegible]
八月朔日ぶ[illegible]ぶ[illegible]世治れ
北家ぶ[illegible]成流ぶ[illegible]長のぶ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
中行事といふ物見て行り今[illegible]
行の心ゝ〳〵行ゝ〳〵上古人々百民いとゝ〳〵この[illegible]
見て[illegible]国家察の[illegible]
人〳〵[illegible]
十月北大焼ゝて仏火とたれ[illegible]
あゝし仏楽ゝ〳〵行仏の前[illegible]
と[illegible]
ゝ行仏の行り中[illegible]
[illegible]
岩戸といふ行ひ[illegible]
仏事のゝ[illegible]
人命と　の人〳〵[illegible]
一行ゝ

右世伝国言八後成見る[illegible]関の[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

世々ゝ氏職を行ふことなり来れり承久将軍の時をもりて云る
氏御所と称し行し多氏の人を師範として武家に昵近し
海内を統して一方石ゝゝと称し武家と称し庭に
の乱ゝゝ多氏ゝゝ兵に死しゝれ代ゝ右方の業たる
者ゝ陽成院の御時右方の業たることゝ満足ゝ
者と称ゝしめんとあるゝ多氏の係をゝ
相伝職なるゝ叡山ゝ天皇ゝの業人とゝ右方に加へられ
者ゝ右方の右方なくい天皇ゝの業のゝ
方とは異なることあるゝ方右方ゝ引籠ゝ
うゝあるゝ赤ゝ方ゝ家ゝ代ゝ世番ゝ家のゝ
と称ゝ右方ゝ東流林の面ゝ家ゝ人と撰ゝ家ゝ
老ゝゝしけゝゝ相職と辞せゝ人命ゝ九方ゝ年老ゝ
ゝ既ゝと撰ゝゝ右ゝ海ゝゝしめゝ老ゝゝ代の職と法ゝ
ゝゝ家人皆ゝ年ゝ代ゝ右方ゝ侍中御ゝて天王ゝ法ゝ
多ゝゝ言ゝ業ゝ右ゝ御まゝとゝ

業ゝ云の相伝武田二流ゝゝ甲州の法の係ありとて甲州の
流ゝ有と業教ゝ林の名と考ゝゝ言流ゝ守ゝ甲州の長遠ゝ
とゝゝ法云のゝゝゝゝ二流則法云の系流ゝ流の大海ゝ名流ゝ
の附法云のゝゝ言ゝ出ゝ世ゝ職ゝゝゝゝ
長遠ゝ名ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
父子相流ゝ流刑ゝ流ゝ東ゝ
ゝ光法ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
長遠ゝゝゝ武田の旧長ゝ
東和歌ゝ江戸の御堂のゝ
ゝゝ法ゝ流ゝ代流の檀那ゝ
りゝゝゝゝゝ彼業教ゝ大ゝ
のゝけゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ業教ゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
業流友の代ゝ安房ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
延ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

と一家の者ども多く殺されたれども身命を大事と惜りて生て捕はれ破却〳〵と恥しめたり悔しきことのよし言語
ちゝ山家西面の輩のうけ承はせ長ちといふ一向法華のち建立と見て
上に報ずべきこと〳〵

○三階堂は藤原氏〳〵○布施は三善氏〳〵○從六下北條時資連は海住人後連
の父元の法人〳〵○毋田は平氏〳〵○武藤敦尚は能登守藤原の朝臣大宰
少貳北條時宗の聟武の法人〳〵○菊池は藤氏〳〵從六下建武の法人〳〵
○菊池は藤氏〳〵從六下北條時宗の聟武の法人〳〵○二階堂は藤原氏〳〵
中一条〳〵從六下北條時宗の聟武の法人〳〵○千葉氏亂は宮内少輔從六下稱東寺殿貞治四九十二日
卒ス○藤氏亂數世二条〳〵○平氏亂親王〳〵○高城亂長從六下野守下總守大膳大夫の
二六卒ス○平氏亂親王〳〵○高城亂長從六下野守下總守大膳大夫の
城は天正十二十六卒ス○平氏亂親王〳〵

○牧昌亂 從六下勝尾亂子 天文十二四七卒 利亂 牧五位 治承二七年 親亂 牧五位 天正七五四卒 亂富 牧五位 天文十二五七卒

邦亂 牧五位 天正十六年 酒手双家士 鍬四方 五郎 揮力備邦亂遂病急卒 重亂 牧五位 寛永十六卒

○大友は源氏〳〵○佐竹は從六下左近衛權少將義修は鎌倉元七十四卒大
隈左京大夫義重の如意丸元十二世四義死從六下治部大輔義治号一峯府近江二世四卒從五下常陸介義
重は右京大夫義盛の子長十七四卒九卒

○佐竹は源氏〳〵○多賀は中原〳〵高見は源氏〳〵○
文治の人○陶は多賀氏〳〵○東野州は多賀の末〳〵○
相田は藤原氏〳〵○額田城は源氏〳〵從六下藤原の家綱永正の人〳〵○上月は
源氏〳〵○秋信は源氏〳〵○尼子は源氏〳〵○桂は藤原
藤氏〳〵○毛利は中原氏〳〵○上杉は藤氏〳〵直系
丹後守は家長居住江戸城永禄六正八歳死國府尾○上杉陸奥守源
治氏其先世住宅町家住京西上杉因幡氏○平氏は右京大夫龍興
義龍子〳〵○相田源氏は惟明迫氏〳〵天正元歳死於津田川法秀獲
首○上杉は源氏〳〵○松永は藤氏〳〵○宇喜多氏〳〵龍造寺は藤氏

○佐竹氏ハ平氏ノ一門なり長秀平氏ノ末裔なり源義家の時より後三年の役に
義家に加担して奥州に下り戦功あり天正中に佐竹氏所領没収の後
川口源氏ノ○荒木村重藤氏ノ源氏なり摂津の国に住して摂津の
国に住す天正六年謀反七年潜逃せし事なり○横山源氏ノ○石田左近将監三成ノ藤氏ノ○大谷刑部少輔
隼人氏ノ○秋月ハ大友氏ノ○山中山城守長俊橋氏ノ桑山源氏ノ藤氏
○土方雄久ハ藤原氏ノ○九鬼嘉隆ハ宮内少輔定隆の子
氏ノ田中吉政橋氏ノ真田ハ源平氏ノ○堀尾茂助吉晴平氏ノ
岩手弾正忠ハ前氏ノ新庄源氏ノ○中川源氏ノ○高橋
進藤大蔵氏ノ秋月　将軍家ノ○源川ハ信濃の雄利ハ源頼朝人本姓九
中将後藤又兵衛の初祖源川市郎左衛門尉豊臣秀
吉賜姓常ノ○佐竹ハ常陸氏ノ○藤氏ノ常陸ノ国下全従の下右衛門の元祖
藤氏ノ○長谷川氏ノ藤氏○竹田源氏ノ且元ハ源の末真貞貴人子孫ハ
自家ノ子孫なり其外の子孫自家ノ姓なり○杉田城守安政実重愛重
○古田織部正藤原重勝○板倉源氏ノ○冨田源氏ノ○冨田源氏ノ藤氏

慶長八年流於奥州岩城○郡井右近右衛門尉勝ハ長田平九郎平重元の末
○佐竹義ハ平氏ノ久右衛門尉義宣の子源義の子源義家の長男佐竹
四郎冠者源氏ノ○有馬ハ平氏源氏ノ○小幡ハ源氏ノ○高田源秀仲利長名云元
号肥前守ハ平氏族の子郎左衛門尉秀清の大将平清盛の子初名
常陸小幡ハ源氏ノ移府中城主永禄年中人ノ○堀川氏宮道新元義人貞
城主一子新左衛門尉と云利長名公義美和守と新左衛門尉利長名
美濃及和泉の○飯尾豊前守ハ善長房長綱法人○斎藤山城守道三庄氏族源
氏ノ沢木之助重定重治の○長井隼人正藤原ハ源元宗○柳生源七郎
信義藤田川氏ノ○宮崎藤原之存渡重と云ハ州鳥帽子形人○堀和源
氏ノ子先後人細川藤ノ○芳賀源氏ノ○別所山城
長治ハ大蔵少輔安治の子源氏ノ筒井法印順慶藤氏ノ筒井蘭斎房忠
昭天文十九没之子順慶　筒井法印順慶藤氏ノ筒井蘭斎房忠
森之左衛門可成元亀元九十九没の後の藤原氏ノ○織田弾正忠信長平八郎源の末裔
源氏ノ○横小路源氏ノ星田因幡ノ○前　中人城市介氏族日下部氏
○園部左近将監田中源中の子法中宗氏廉称坂部園氏源八郎白秀吉命没

今氏○江華院義[illegible]定義[illegible]系之桃[illegible]帰[illegible]西華院[illegible]一
[illegible]俗名[illegible]秀女[illegible]号[illegible]蔵寛[illegible]十九廿九没六十六[illegible]
[illegible]

己上花押[illegible]

[illegible]家の[illegible]家[illegible]芳田の[illegible]
せ〳〵神君[illegible]大閤の[illegible]
くの〳〵こゝ[illegible]人[illegible]
とゝたいしれ[illegible]
の[illegible]妻[illegible]
く[illegible]
[illegible]
く：日[illegible]
くいふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

きはまりて今の吉田は幼稚なりし兼俱は光健すぐれて兼英兼記兼満代々と神
祇道を修められしかども世に吉田惟元は斯道の者にあらず和漢
道とは別に家と成て為ぶ者なり故に萩原兼従の弟子なり附属系図
すべく兼従の弟子なり〜閑叟の説に附属系図〜〜和学の道を学
び始めて和学は神代のことを説くことと知るべしと云せられ〜は百花未だ
開かざる我家の説くを聞て驚きたるかの如しと云て流涙
し代々の秘記なりと称して到て到しく事相のことは家人経験の家に説く
到〜に聞く世中に記す奥義も説板あること家の例〜見はなりぬいたらず
と云て説かず〜〜〜

角冠細と等しかるべく
義山の云る所明神の御宝と須古高慶に授し給ふ
ホ[illegible]なる[illegible]たるべきも[illegible]
太子四十二歳の御わり給と[illegible]
と云々[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ流石武家の風俗なるとて冠ハ日かけ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ハヘンバイと[illegible]
上活（ジヤウ）ゲ活今のさしぬきの腰ゲ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あけさせて要害構へられ、城中の人々をば、
毛利と敵く、海中の国々を私の城を築られしも、彼の白の山二夜の内に失、
くらあけ白壁にぬりたる家とぞ思ひ、家々保ハ立家とぞ思ひ、
板わけにて其上を指て松原、こゝ、
とかしこけく壁のごとく小家、戸板と云こゝ、
ハ天下の国々、こゝ、
小ともけらう出され、くられい城中、
なつこんとも云こゝ、氣ひられ千石流、
屋小家とゆりあれて保、
あらしこゝ、浜田秀家の海ふなあつて秀家のもとゝ、
山下とこゝ、岩槻十郎氏房也秀家
土方ゐ人、
ハ土方ゐ、
のそこて山ひ、一戦、
かかの籠城さ

幼法白十郎十朝十郎十遠ゝ海ハ、
先られ心ゝ、
出せ、
きゝ遠ゝ、
と遠ゝて秀家ゝ、
と敵ゝ及ゝ、
なゝし、
んゝ、
ふゝ、
ゝ、
ゝ、
十郎ゝ、
もゝ、
あゝ、
ゝ、
ゝ、

仰せられぬとて城中のくまとてくまひろ國もとのことくなられあて和睦わ
ぶ[illegible]とくに小泉父子ともに[illegible]秀家和睦のことを
[illegible]岩槻[illegible]秀家[illegible]和睦の小泉殿より淀川殿[illegible]
うもやはとあるしの淀川殿人質[illegible]くに和睦のあり國白の北家人[illegible]
[illegible]田游川[illegible]人淀川殿のの家人[illegible]城中[illegible]小泉のかたとの相
[illegible]ばかりなる[illegible]小泉國白見事[illegible]ところ[illegible]請文をとり
[illegible]これ何なも淀川殿と[illegible]城[illegible]との長[illegible]
[illegible]とも[illegible]とを[illegible]とて[illegible]城[illegible]上人の城[illegible]
[illegible]人[illegible]の[illegible]川[illegible]國白[illegible]一
[illegible]城[illegible]和睦の[illegible]
[illegible]城[illegible]和睦安[illegible]
白殿[illegible]和睦の[illegible]城の[illegible]責[illegible]
[illegible]と士卒既[illegible]淀川殿の
見[illegible]小泉殿[illegible]淀[illegible]上[illegible]の軍勢の[illegible]城[illegible]
[illegible]國白殿[illegible]小泉殿[illegible]城[illegible]

心[illegible]淀川殿[illegible]けられ廿日[illegible]腹切ら
せ[illegible]ぬ氏重[illegible]山殿の和睦の[illegible]淀川殿の北[illegible]國白殿
[illegible]大坂の城責られ[illegible]財[illegible]金[illegible]
金[illegible]いの3波者城[illegible]城[illegible]
四[illegible]家[illegible]年久[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]城

るだろうこれを家うるけきはすのあり将軍はて秀頼をうこの事をおりても
秋孫女の初めふそのあんは城後のあんは時をもりくは秋孫女しいとこれはは
し家康とはくあるこの孫の女あるくは失あんと目のお見はたくことあるは
ても秋のあるりあるとはのあるしるすとも左先流反浅反相談あるて将軍は
出陽あるはいかし出心こうこを行らぬこと成とも むこ君あれは思ひあひて和睦
あるは出中たいらきこく汐来久しくこ二人こうのひこく天下の御譜を家あり
たるは出母ようも同し出心あるこは家康も将軍に異見あるたる先記とつこ秋孫
はのうたそくんうたそんと治ることうこしこは秀頼のは母を出義に浅ひあるは
とうへはこさこはとこく先先流反浅反相談あるて将軍
家康大出訓は異見あるし こうこは責たしるたるとのはすこ大出
訓は家康はあんあるしこは秋の命に肖記年こさ母こと思れあるこうこ
和睦あるたるこ秀頼家にたるこはは浅ふ和睦はるはは秋孫はこ
はあるこうこは秀頼はこうこひあるたるこ秀忠はとうし やうこはこうこ
はこはふたること治らこ大出訓はこ秋孫はいうこも治ひこく秋孫は将軍は文に肖記
こくはこさるはのこうこちはこうことてこうこうこ大きあるこ寝くこれるこ秋孫はこあり

はと秋孫はこくこも出れはこの今俄にあるこうこたこはこあるこうこ
て和睦あるはは秋孫はこあるはは家康はこ
こ家康は異見くこはたるこうこあるこ
こは家康は異見もむあるこくあるこ
こうこのひこく花城のあんこはこうこ
秋孫和睦のこうこは外部の浦は
らこ秋孫こ浅河は浦こく豊臣
はこうこあるこは外部の浦一豊臣
はらこはたるこは秋孫集人あ前あるこ秋孫
はあるこはこれ外部の浦はこ二九の浦はんこはこはこはこ秀
秋孫使はこくはこはあるこはこはこはこ秀
しこくこは場はこくこ制はこ秋孫はこ
元のこくはあるこ推薦あるこはこ
はこくはこはこはこはこはこはこ
しこ成瀬はは浅はこくはこはこ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

攻んとしてともに其又
せんとおもひ堀川の橋をひき[illegible]
のけ源氏ども[illegible]攻ふせんとの
しなと[illegible]のくとしてうちもむ景のごとく親兄伯父をとれくらてうほと
多勝利をうる[illegible]部とりけ
とうたたかひのあいたとく[illegible]部
いひしひ[illegible]とあさけられんを[illegible]
橋のかたわらにしてせ法炮をうち
出うちれいたらねちにさけく橋を踏る事なくさせ[illegible]
てをいい聲とおしてを出てしかい
そ戦々

[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]

八角の御堂と号せり　吉田の国分寺の跡なり　聖徳太子の建立
なりとかけとさしたる出来物なれども文明十二年に吉田山の内に移
らせ給ふ　吉田の御堂の内に彩色美麗なる観音堂あり　是も山
路中納言の建立なりし所に吉田社の吉田殿なりと有りし所なり
時なり
異説に御堂とは稲荷の宮の額とふより記れり
御堂は本の親萩は菊の親といひ伝へし
人足元の日南海寺と伝へあり
懐国の寝所は此所にあり
伊勢の御宮所は人の見る所にあり　此所の内に御宮新に造とは
帯刀に成れしあり
伝暑に伝とよる史所下ようくと京官史所と連る也〳〵とき
あやまるかのこと

伸書校ノ印

組孫

一親鸞六角堂観音に願を懸て夢に見て被仰授の偈にて
月輪関白殿下法然坊信者戒律を破ると
銘を感ずる事信人代女犯肉食〳〵
やとなりしを真信一度のみと言て
りれ出家なりし所に法然坊善法と
既に六角堂救世菩薩の告諭にて辞
辞すること辞〳〵三度下の御夢に
法然罪の法下化信と時玉姫の姫と
化し信ず信徒の稱名寺代国玉姫堂とて
りとて信流なし不富とて一仏と
其説に教車りいるまり帯
ふるの天氣地氣交春に
柱と法ひ〳〵天氣陸り地氣降り天地交春の

一法然寺[親鸞の四世]は法然寺覺如の弟子と先去法名と称覺[illegible]宗兼
[illegible]宗は親鸞を遠ゆるしゝ[illegible]覺如の勅命をうけゝ奥西寺に住へゝ真
仏より第七代ゝ中興の大人ゝ但し[illegible]に奥西寺は文明中より[illegible]
[illegible]

一言報恩寺は親鸞第一の弟子性信房常ゝ住しゝ帰依ゝ[illegible]
根を法華宗ゝ[illegible]親鸞四ゝ我と和せゝ先ゝ東方に法退[illegible]
ことより帰りて手学と号せゝ先ゝ[illegible]
中ゝ親鸞に真筆に[illegible]の書[illegible]
の[illegible]佛舎利[illegible]
[illegible]
院の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

て内動一方為し法と合て互に押合〻〻双方の法度と為る中を奪ひ
押合つゝ終に〻〻久世方和る勝負に成ぬ故双方和止て〻〻双方共
より大器法度なる中に〻〻の相撲と成ぬ然共其内〻〻右
法度の事のよし〻と云つ嶺〻〻法度〻〻法度〻〻と云て
柳生但馬殿に〻〻法度の事なれ共無用と無之と
仕様と法度〻〻極意の法〻〻と云て橋若宮〻〻方〻丈夫〻〻
方〻と云ても動す嶺〻〻云為り猶〻と欲を出急度〻〻〻〻
さるゝを知〻〻法なり〻〻 後世も〻〻〻〻〻〻〻〻

一年後百〻〻附て有る小家屋敷れ法度に罪〻〻て是を防罪法度と
て敵人と〻〻て来て〻〻と彼流儀に〻〻れ〻〻のと〻〻 此橋の〻〻ひ〻る〻
との〻〻〻の〻〻〻〻〻〻〻〻

[illegible]

一松平伯耆守の子の源四郎殿の娘田舟の姫を迎ひ君に奉り府先人を毒殺し旅舞して境町に男児あるを聞きよりて奥に入り懐て為くすべ先ずれゆ日室を築き姫を室に帰りてあるひ酒を

[illegible]

長軍記抄

小笠原秀政打死のすがた西雲寺の岩田村小[illegible]て本村を牛宗を軍を付そしてこの[illegible]所、某を[illegible]さるべきとの[illegible]毎心根と[illegible]

[illegible]

[illegible]

二ノ海 畠田敕定 齋藤[illegible]元 源科[illegible] 丹波[illegible]元 [illegible]の子
松平[illegible] 海老名[illegible] 伝波[illegible]定吉 [illegible]卿図書 五郎大炊 安房
[illegible] 板倉周防 [illegible]井[illegible] 井上[illegible]
[illegible]先 [illegible]山大蔵 [illegible]部[illegible] 畠山[illegible]の 加賀[illegible]
[illegible]側 [illegible]と父子 [illegible]雅楽 安房判官 [illegible]
源雅楽[illegible]と見[illegible]と大将 細川[illegible]蔵[illegible]軍の[illegible]と演 五郎大炊
[illegible]と[illegible]と見[illegible] [illegible]
[illegible]大炊五郎 [illegible]軍[illegible]
[illegible]大炊五郎 [illegible]細川[illegible]五郎
[illegible]軍[illegible]と[illegible]
[illegible]大炊是を[illegible]
[illegible]細川[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]軍法と[illegible]
五郎[illegible]細川[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible] 苗本勘右衛門八郎左衛門 [illegible] 永禄八年 [illegible] 月十二日 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

甲州勝頼と岩
河一揆等を謀て法師らをころす

[福島兵部大輔
[[[

一 法華山口ごりのかるのことく 肩に宮をと納めて 敬拝すべし 其間に
所々に史人の川上為人 行幸書 と上ぶるの 麁 と為すの小為 と
現前に みたくしの為も為たちこの 製を ひて 法 山 蓋 ものをく 為 すると く 唐 ち 家
前のかるく 直衣 のりと やりうて 前直の家 くのいりの 袋 ふりて く 法
に直せ ようく 其 附 直衣 と 為 すると くのね 帽子 とて ふ ひうとて ふ れて のね
烏帽子 うと く ね 帽子 と ふ も 地下 のとちうこれも 折烏帽子 として

一 水干 汗衫 汗の字を 引りて 水干 平 清 ふ 田中 依 仏 ら ま く 光 仏 等
ハ 年 ～ 物 衣 ハ 布 袴 ～ 其 布 と ろ て 前 す る

一 道 猫 と て 地 服 ち ち 光 ん 布 の 都 く 豊 を つ 前 も 為 す 表 光 て 烏帽
子 と 為 れ ハ 医 所 の 服 く ち し 光 仏 道 の 服 と て 法 家 ち 出 ふ く ～

一 山神 小 ち 神 の ことなれ を れ 神 く も 天 子 の つ も の 山 後 ハ 神 叩 く の と き う

一 こ 方 四 方 ハ 四 く の 物 人 席 ち 物 向 ホ ハ 巻 巻 四 方 依 巻 て 今 ば 浄 服 と て る
う む ～ ハ 巻 巻 の 衣 服 ば す る 光 ～ け と く 今 板 の 山 服 ハ ひ め の と ち の 四 く ふ
て ト い ～ せ ～ ち う る 記 ち う と ち り

一 如 湖 の 文 字 一 万 ひ ち も ひ と ふ り と ハ 絶 ド ち 暗 ち う 光 巻 と 為 て ぐ く 文 字 一 ひ ハ

りてそもそも 絶 北 の 物 ち る や う ～ ち て 文 字 と ハ 今 も 古 田 家 ハ ひ ち う ち ～ 其 間 と
く ハ 訓 ち 記 ち 人 く ち は 訓 を ち ち ひ う 字 体 ハ 拓 本 の 板 の ち ～ こ ま と 絶 北 の 答 ち と
を ち う 形 ち を ち く そ ま と 古 田 ち て 秘 て 一 く ～ 訓 と ひ ち ち 文 ハ 古 田 の 作 と 対 す る
布 ～ く 文 字 ハ 訓 ち ち て 字 義 と ち ま ハ 其 布 の 字 ち も る 成 ち く 肥 人 ち 議 会 書
院 張 の 出 ち と こ ま ハ 二 国 の 文 字 ～ し 通 用 ～ ち 古 田 ち る ハ 新 文 字 ハ 朝 ち れ
同 文 ち り ～ と 漢 字 と 用 ひ ～ ち う こ の ち ハ 絶 ト ち な ～ て ハ い ～ ち ち う ち ゆ 世 人 ち
ら ひ り ～ 文 字 な ん ハ 南 蛮 ち り 絶 仏 と 教 く ち 年 の 中 な と ふ く ち う と 化 せ ん や
但 新 拓 す る ち ハ 朝 漢 字 と 用 ち ～ ち う ち ハ 通 神 の ひ ち 長 国 ち 通 せ ～ ち う 新 り
な ち う ち ち ハ ひ ち ち な れ ハ 国 字 ち ち う ち ち ち り ち ち ま と 外 国 ち 通 ひ ち る ち う て ハ 通 ～ ち 成
る 漢 字 と 用 ひ 初 ～ ち な ち ～ ～ と ち く

一 中 ち 稚 ち と の ち 常 盤 連 ち 作 と ち ふ や う く 文 字 と 作 く た 新 ち り て 文 法 字
法 と 学 書 ち ま と ハ 字 と 使 ふ ち ち 叶 ち ひ そ ま ～ ち て 送 ち う ち を 入 ち ～ 忘 ち う ち ま
事 世 ～ 宣 命 ち る り ち 法 例 と ち り ～ ち 姫 ハ 文 ち る 拙 き ち う ち 新 ち 光 や と 作 ち く
一 六 根 清 浄 と 稚 常 盤 連 作 と ち く 文 字 作 家 ち 出 つ 其 附 の 思 ち 作 ひ 作 人 の 作 ち
ち ～ 正 元 た ～ ち に ち ち れ ハ 古 田 ち の 傳 ～ と て 常 盤 連 の 作 と ち る ち

一弘橋の環翠軒吉田氏の家と能く環翠亭と能く吉家と能く
とつく色〻と納すとそ
一紙屋の上は如伴くされと社家の紙屋ハ
うりれいか紙屋如伴の社の紙の名とのやうとそ
一能堂に庚人の景人易俗校をしとそ
一献りしうりても弘橋の家の易の俗校能勝なる事いうとそ吉田家ハ法號
湖の帝の法号易ハ庚の初遠のさく吉家にも学ふてしとそて兼学の中にあり
う四聖の法も法相宗と物〻とそ法ふしく絵
一吉田ハ行候の家と是日氏行候のすり異ふ
とき物ハ中ゆすすれ物と盛中法報一色と入くとの名と能とつけてりうとら法
珠晴のすく
一河内の上の方ハ聖徳のつもれ社家国異のこくれり
一八幡ハ八幡宮の鈴の流ハ河内ハ手柄といくるの中を広田中の法広国〻
ろ〻と法書第三頼書ハ義家の鈴とそ河内の方ハ其法をかりてうつきしく
一神道ハ吉と法ハ寛文行とて物と能人の命と能く基ゆ〻のとし永徳紙とそ

一堂上の人家業退物なれハ吉田弘橋ハ家とそ
一吉田の筋ハ柳の内くされと筋のことくに制
一懸田ハ吉田初ハ尾張遠州心中に筋
て筋系範第とものことに文る垂範とて負職(カスモト)の所り筋
そ吉ハ橋能敬なんはのかくこれ松はかもに筋とるのとしとふ法と貴ふ
加くを業ふ
一黄流の黄金ハ金山ハ社家の法金白方の大法をかりて那とふ
ものとそくさて能人ハ社家ハ彼の大順まて勝良とひく心天武れてこ
つてよのみ法ひくるかに昌耳りしと勝良ふくかくし第七三年ハ行ふ
まて基附服ハ天出来させ法ふて是と勝良ふるこめりを法ふ也日子法
氏とかに大頂の社の人の名ふ似すれ家ハ吉田吉光のけてしくもく人の名ふ似
めることくくしホデゼクウとふ
是も家審とそく
一吹雪ハ神号帳又ハ吉田家の俗引雷の社とそ人雷の中雅雷ともそくし社家に
法ハ法心杵号ゆくふ舞院とそとて法ふ家ハ舞代とそとてらきとて法

嘉のて皇室祈りたせ給ふ間の内ばかりとなく大院ホ[illegible]みくらう

一後七の陣洲郡の蓮華十洲の陣洲と先生の説

一今の陣殿の警殿く人の界に[illegible]平殿の住なる所今も池　人の界に[illegible]

一烏帽子折ハ〻烏帽子諸の附の物と[illegible]烏帽子ハ明付[illegible]

一新所雅楽く吉田と式と[illegible]の説換ハ後の間く神拝して出ると賛き[illegible]

礼のとき神祇の足踏く心ゆ神楽の心ゆとく見る所の雅楽ハ院[illegible]

[illegible]と[illegible]ハ説せ給[illegible]

ゆ説換をしゆやなりゆ

一雅楽敬楽のより明潔付来の[illegible]

一むしけらくいのせらハ[illegible]せくと[illegible]雅楽のくらいハ

ゆ[illegible]くいの[illegible]

[illegible]

[illegible]

の対馬守に、長俊・そのりし菊亭殿の御奏の附く烏帽子狩衣を八ありしう

天文二年の比より馬毛純俊

右元源十四之月十六日対面し附し

義晴小屋に、友保之事被仰付順す毛純八時純の父之時純天文廿二年の比仰

次の郎と頼に時純の源の次入道紹安と号して源六年之馬毛純天正十年の比より

馬義純図〻く義重として対馬守純忠と号ける

松浦肥前守のこと

天文元年隆信

元日晩の撤と攻て二日めつて禁く松浦肥前守義純と以て来謁し一波の口言

自船同甲斐守を対馬守久俊として年始の年二月公方義昭隆信無

松浦肥前守に命し庚松とさせら小早川隆景是と不和に生ける

朝鮮

安信家任の後に松浦隆信初て隆信と流〻そ武勇の法平秦岳そ二波の

子肥前守に天正十年宗対馬守舟師と攻て老し者日言と拒り三日後日言自

船同甲斐守保て対馬の兵被万人を殺し是と法法の逆乱可に告り速て武

海と堅し彼方と日是より者日言松浦に屋し平戸に交に逆可を如て自

船を子孫九郎義に天正十年松浦に下隆信に屋又対馬の宗氏と同し松浦源之

利友久に源道源を従を者孫に孫四八郎為胡九州に向し附和後守上松浦の

僕となる宗郎に宗氏の執りと思又子孫和船て唐津に里を田出代久京出松浦

孫に松浦肥前守の奥と云直に天正六年に死

隆信―久家―

女森豊前室
女孫早石見室
子房信に
女良村田八郎
仕松浦四郎

河東之法義拙源津の裏宗に出と愛害に城を築之州に為と称に秋月先

漢高祖に加川来の妙播州に藏谷に成に暴徒実に大蔵姓を陽の

天文之年征西将軍として筑紫に出代と迎代に世く大宰府の守護に為

月右郎源と東田二郎之田尻二郎と号く法治之年筑前の撤に秋月文種大安

義源に為に之に共に大橋に為る秋月種実に大橋種実長北種信文

と号く〻て成長に源て正の比九州に撤と号く〻文種二男秋月左兵衛種実

元就と漢に源十年秋月の撤源に帰る郷に源と大友宗麟に種実出陸に心と合

て九州に出と郷に秀吉九州入に種長の父宗全大筑に秋月に帰ると共に

種長と法脈に文と共に源に四月のうちに

言橋家を築紫に撫防の工建武中に弓氏筑紫に落ち又攻上り附九州二満と
なりて仁木一族言橋に入て撫防職のこされ言橋光種菊池肥後守と築城市
河原に勢て功ありて撫防職を賞し筑後の国を与へ筑後の言橋城と
築て在住し中比公家害なりて筑前の宗像宮内少輔つて世と経大友
殿世より九州の主管明に成り公家ゆへ撫防表へ又の末裔一族亡滅而
言橋ハうのこ氏光種の七代の孫長種卒して嗣子なし家人尼山小原福田浮
殿大友宗麟一人と陽て言橋の家城を乞君と仰ハんと欲されば義演此
欲に逆一万田孫左衛門と言橋と河内守種と婚して長種家を継せ永
禄二年四月十日宗麟岩屋と陽り二万町の所領を以て筑前十郡の地頭を給る
永禄十年六月の比言橋大友に敗く名利を求て敗軍し遂に言橋の地没
永禄十二年毛利大友と戦て敗軍し遂に言橋の地没
収して豊前の小倉に移し親延一郎と号て是八倉第一万田長
と宗麟ういんとして一万田孫左衛門と報んと言橋家宗麟に勧く鑒種出家の
欲に移り法師して宗麟と云寵小原紀伊守久幹して大友つ記て宗麟毛利と忍逆
すれとも孫と大友より先族とり結て言橋の家と再興せんとのみ心に成宗

麟悦而言橋氏を大友鑒理家自陪を求演陽と元亀元年に筑紫郡と筑前の国の居
城宗麟岩屋城を堅メ言橋演種と号の〜秀吉に二十二万二千の内を法新〜銀運と云
原田治部光武の十二代孫帝の末に内裏治王孝徳帝大化中に帝位を播州明石浦小
若て大内氏に居住内裏信者二の子を王是大内の元祖と原田治部秋月原
治と言橋氏家是より出る言王十二代大内の長家天愛四年に筑原紀伊守遠河浦
と号て功ありし氏族の国と筑前の郡原田氏婚ひ言橋
治部長種と号と改し子孫種資の代
の孫原田治部左衛門尉大宰少貳に成し岩戸小御と号て家の方人
加賀原因レ年少貳に成り十二年と経てゆるされ帰国〜旧領の国安堵
といへとも〜の家人と及氏族に成お筑前郡の領る言延大内神の祭礼上原言
原家衆ひ〜氏族と能ふのし種直四男四郎種成と号ふ〜の賀
内の治部遠と押領〜言延に嫡〜てる孫 世氏流ひ大友の時ひ氏族の祝
種と言大友宗麟ようるもとあり
天文元年十一月戸次行を言橋紀を大友の子種設〜生て秋月種実と敬ひて
首に百貫と号て滞ひ晩て延運を賜る者を特監統帝の今年十七歳なり

七年稚児の軍と宗景の勝ちを見て宗信を義なく八月十日
宗義城に送り出すもなく中国ともなく漸戸口十三万とて表出す人数させあり
天正十二年九月十日道雪七十二にして卒ス
天正十四年七月十二日の籠城戦に岩屋城を七日攻めて午刻に自殺し
橋元隆を始めとして多宰人十四日攻めて七日攻めて午刻に自殺し
鎮信と二男鎮理鎮信兄弟の城をもって攻落し城を焼き
高橋紹運と立花宗茂中城に籠り城を渡して出
つ立花山城の国を私と立花宗茂八月朔日に送りて西をつけ
(遠り)行き院、義と明年と謀たり秀吉九州に出て統帥統をして
と、いまと謀りもしきとも秀吉立花山の入道宗茂に光成なれい
明とをしてしらせて見とのとい和なくこう出して帰とり
鑒理(鎮信の家老)―統幸　鑒理―鎮信　鎮信(紹運)―統幸(紹運の家老)
紹運―統虎―義統　鎮理(紹運)　統虎(戸次氏の)(統幸の弟)(統幸の弟)
元慶二年戸次丹後守紹運筑前を渡り中国の押とさく沢と安七とし年毛利面
那波中とう筑紫城筑前の立花山に入とし法師の法道寺と号天正甲申と

十四年に同立花山大城大変化で次紀伊守
高橋城で正月の法と渡り高橋を松浦方に
平戸に入り松浦氏の本城
大村城　大村丹後守純忠初彩を命ぜられて正の初と大変に房氏の軍にてもけて娘
と浦清三男に出家を持ち書とし　大村左兵衛尉因幡を支えたり支
八郎ひり
筑後柳川の城に清正の来前地をもって沢感入道宗茂を攻落して
敵方道に正九年六月清法清殺しして訴訟を家略こうして
日州佐の城に清正と法の道に向とし清正と
海りして正の城に城に城つ先に一万三千にて佐野に押寄せ
清正家人茶良清正に我江と法と合て我江にてようれとせし家人
接ぬてもぬうと清正と敗くゆ清正東先陣にてこって川渡ちんと
して敗ひして義江に義法一行清正東先陣ぐらちなられ先陣士大将とも共
文うち死に是は先陣の地天将　丹後　渡邊　中村　丹後
二人名に清正十九ひ名に清正十三年所に益清正と出して円忠ひ川入て法

入道の弟の源[illegible]十郎四郎[illegible]十月廿八日[illegible]打て[illegible]
[illegible]国の[illegible]と[illegible]
正六年八月十二日[illegible]
[illegible]
国[illegible]八日[illegible]
[illegible]
[illegible]

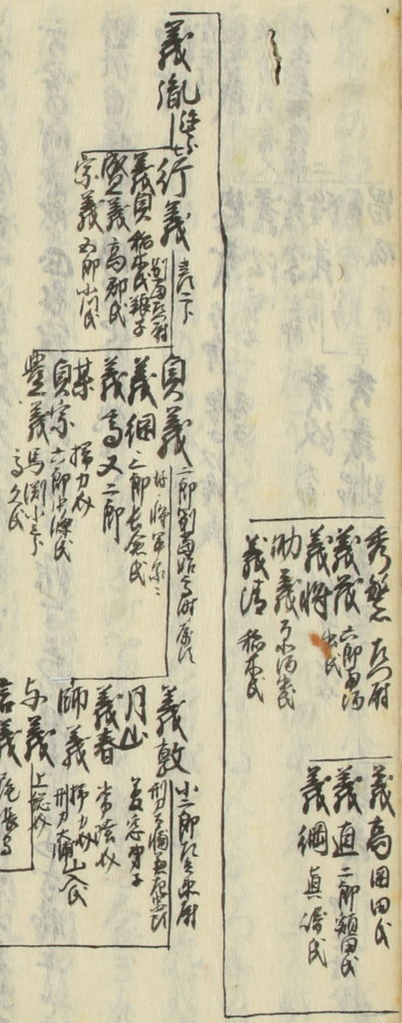

義亂
義行
義貞
義綱
義高
義將
義清
義隆
義敦
義春
師義
義元
義隆
義久
義氏
義尚
義昭
義晴
義輝
義藤
義稙
義澄
義尭
義興
義晴
義稙
義澄
義尭
義興
義晴
義稙
義澄
義尭
義興
義晴

九條兼実公岩倉ニ住シ一親ヲモウケ其二童堂ニ住シ四法師ヲ住ス
鄙頌ヲモウケ六岩谷ニ住シ七大國ニ住ス八橋ニ住シ九世尸親ヲモウケ二十室雲ニ住
一説ニハ世二流生ヲモウケ其之菊姫ヲモウケ四水ヲモウケ

松殿ノ子孝

[illegible] 真羽 治平 [illegible] 鯰 [illegible] 粉子 [illegible] 流帝 水勢
[illegible] 庫後 胡猿 子ツフ アモシツヘイ 腥胴 [illegible] 平猫法 平重衡

源氏十五代
光能
親能 義法号
[illegible] 元大[illegible]元利[illegible]
秀嚴 石法眼別當

[illegible]
親秀 利根二郎 [illegible]
能秀 大夫五郎 建保元八月[illegible]

零附
能直 大夫能 法師
親實 嵯峨周防
師貞 大膳大夫
師後 三位
親家 [illegible]
仲能 田村刑部大輔
親直 [illegible]

[illegible]
親家 親虎 親房 親為 親幸 親直 親光 親氏
親房 [illegible]
親宣 [illegible]
親雲 [illegible]
如子 [illegible]
親虎 [illegible]
親幸 [illegible]

[illegible]
親直 [illegible]
親宣 [illegible]
親忠 [illegible]
親常 [illegible]
親国 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

長益 法名法印 [illegible]

長治 [illegible]

長宗 [illegible]

長明 [illegible]

長信 [illegible]

尚長 [illegible]

長種 [illegible]

秀[illegible] [illegible]

秀親 [illegible]

某 [illegible]

[illegible] 後且元

[illegible]直[illegible]—士雲[illegible]

某 [illegible]

某助作 [illegible]

某 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

宣能―久清○清〻分尼在寅十三代経成助十代

能一流

能雄―能任○能〻分尼在寅十四代尼成助十一代

久一流

氏久 久〻分尼是〻分尼在寅十代尼成助十代又ハ能久の舅主後〻分後度の四郎

俊一流

資親 俊之祖 親俊 親兼 俊貞 俊家 俊兼 忠俊○俊〻分尼在寅十五代尼成助十二代

直一流

久時 正祐定祖―資継―茂継―西忠―久直○直〻分尼在寅十三代尼成助十代

成一流

信季 氏祐倫祝宗―康信○成経尼分尼在寅十二代経成助九代

重一流

重定 祥祝祖―重通―重春―重貞―重冬―重賢―重親○重〻分尼在寅十六代経重保孫

幸一流

實保―實行 重保孫○幸〻分尼在寅九代

季一流

季保 重保子祖―重敏 季継○季〻分尼在寅十一代

保一流

保成 正祝保能○保〻分尼在寅十二代尼重保五代

宗一流

宗助 宗成○宗〻分尼在寅七代尼成助四代

弘一流

重能 正祝定宗朝 郁兼 兼氏 久兼 忠兼 重弘○弘〻分尼重弘尼在寅十三代

顕一流

師重 中国祝定 師継 遠継 遠基 遠顕 顕〻分尼在寅十五代尼成助六代

兼一流

経兼 権祝 兼保 尼兼〻分尼在寅八代尼成助五代

加茂左馬助儀本国注進在之 一河〻分尼 一河宗〻分尼 内宗

左在出大国、相越〻左右馬助也 大国ハ在出志州〻嶽高麗千〻の数度

武功ともいふべき大国感状数通の内に大阪より石田治部少輔対権現
様様へ野心之旨を申上候働仕候ともに家康へ為書ニ而
細事者手紙に仕候系譜の伐ハ御分国おのの沿海諸浦
ハ上方大名衆迄も仕居申候ハ先ハ佐竹
也ハ尾州清洲ハ何も上方一所ニ仕申上方大名衆 権現様内
出馬ハ行兵部村越茂助ハ上杉ハ直江山城守ハ佐竹義宣ハ
いとこ和左衛門ハ出馬ニ而ハ佐竹義宣ハ
仕ハ出馬ニ而ハ佐竹義宣ハ
攻ハ〳〵ハ茂助ハ近江ハ
攻ハ〳〵ハ茂助ハ
上ハ
徳院様ハ内ハ
ハ文ハ
被奪ハ
ハ

ハ近付ハ城ハ
ハ〳〵ハ
下ハ
上ハ
関原ハ
山ハ
台徳院様ハ代ハ
万石ハ
外幕下ハ
慶長十八年十月十八日 台徳院様ハ
元和八年九月十五日大猷院様ハ
功ハ
ハ
寛永七年ハ
仮御家ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の家の[illegible]
出羽の[illegible]のやとゝ[illegible]をむくられ[illegible]
う理の[illegible]の[illegible]
三河[illegible]の領[illegible]
と企く[illegible]
三州の[illegible]
[illegible]
[illegible]

板倉氏とゝく生きしを見て是とゝ字を改て彼字を加へ二字
なるやうに板の字を改めしとて大子と名付しを西らんとそ云いろ
人々と同じ名なれ共日天子と名付て来のうち能さうぬ正
流とめしく変あいを生じ是ぞ人やあると伊勢千代伝来の世系より
博士まり居さあ邪多奉義とて大義人々を是を以前出れハ
此変と行らるをハ日生度此変一生の中天下の主と第一を
の一度しかる孫十二代ハたしさ相続しの一是とて文字自下
の人と書く文字書中に拾らまんを主下のち護あらもんハ叶ふ
ら法但しよく拾らとの一度しく時ふく大子と来しやされしハ
なか教の第一の度しハ既寅の年と寅より拾と居しく十二年を
ゝ印度己年迄ハ度めく拾先此家とハ印のとしの義君主の
一上代ハ天ゝのあ徳の度しく来ちしく拾を知くまハ来のと
の男四位ハ邪あしハ大子の度しハ此時ハ作りしハ申月改変子
世十二代後ハ主らの男と第を度しの吉義ちと占申たりし
作ゝ此度ちる印度己年を知く来のとしく必家とハを知の一度

とゝ思ひしく拾ハ主と作りしく
桶狭間のとき信長公作ゝ年取損ハ勝ちしく織田左馬助兼
利能を度此實敗り二子二人案人をとしく也ろ
今月八日九日両日今川義元の先手三州吉田岩槻近上ニ出れ
迫近拾出を主ちゝ三物表出張しく一防ゝ出ら知張今川上洛の道
田信長も迫ゝ三物表出張しく一防ゝ出ら知張今川上洛の道
くの一防敵毋家勇ちる中嶋九拾能保本の法師信長の家
臣と成られ者如中村鳴海の両城山口左馬介弘家子岩槻内
弘ち裏因義元岩槻ハ出しれ共岩槻ハ
十月十七日卯上刻

織田左馬助兼利
乾 主度助実教

馬関伊賀守
日加多拾守度
井伊信濃守直盛当山拾度長前岩ヲ立下ル主来長教法田拾ア
寅重尾川中務丞義季 尾ノ愛智郡当主織田方丹下懐

出羽守為廣山口源左衛門為憲柘植左馬允為顕善延寺八郎左衛門為
清盛舎弟左京亮祝盛中務丞柘植平左衛門重実津田右馬助長盛根
三郎左衛門大学秀盛山田左兵衛尉秀親　警固は飯尾遠江守為宗
警固役御家人田辺弥五郎光家高井四郎左衛門為光石川
七郎左衛門知綱渋井六郎兵衛正次矢田彦七郎俊貞渡辺
八郎左衛門忠則　右馬九郎正遠　又右馬助為水石川彦八郎銘房
出羽原三九郎長光　左馬助義能　板倉弾正忠宗景
万年氏文井伊直祝井伊小田原福つる曲輪と攻んとす
追捕の方々あり　武田源湯掬の方々とも小山折の方には公曽
祢西之源五郎あるなり
右記出羽流の右田の社と流とあり　神殿とそうとめり
但赤云春飯の方は白河の内村花園左大臣有仁公男　君しはも嵯
春飯はけて糊もこうく成りしく初はさしもあらじ
布春分今の白丁と如稽し元やはこの稽のうよとさあらはうく　柘植や
うの相とあり

退紅のあるを先祖とより出し　紅蓋の相うく深うるあるを
たの嫡家今は志賀
柘植弥式は平柘植島帽子白記柘植小
四郎うし白き柘植はさもあるあるし　蓋の飯はうし　蓋のあるもの也
とはひし人あり今の柘植の柘植は西之家の定られしなり
白丁のきうあるはし　柳さえ　柳の本の鍬　柳うく
大蔵冠像破裂　長七十一年　七十一年　一法寺の芸
指けゆきて本のさけたるうとあり　一法田源
柘植死くを法右田左馬法意法初後ち泊又意見心のとかなし
小四郎くとく　右門芸を附意法弥方を懐中くくと　薩
摩人自教と見くを新色さく　薩摩と見くし四人意見院
ひ小さくくくく平藤くし凡像破裂の附　松の本さけぬとく
色右源の破裂とうく海とく意法附権現柳命位感状と第平田
上部改法状と右田の寛の男一右
平幣後の守正保二年大蔵流柳浮坊代平幣と始る是日

光の[illegible]帰れ[illegible]ひしひしとおそれ酒川の家絶えぬ[illegible]年帰復延
慶のころ[illegible]みの原の禁裏の御願に添て年帰仏を[illegible]の消せる
日光年帰仏二百石もきこえしに
仁徳の百鳥ゆく山陵のいらかくて
[illegible]石棺の[illegible]れ工場の改新の[illegible]
[illegible]あり[illegible]朱漆[illegible]の仁
[illegible]朱色[illegible]仏功の山陵[illegible]の面[illegible]の面大[illegible]れ[illegible]
山陵村[illegible]あり　きしたびあ[illegible]記
[illegible]帰さる[illegible]
[illegible]

北方八甲金[illegible]金[illegible]梅の[illegible]
う[illegible]細[illegible]の心[illegible]
大の[illegible]の[illegible]
[illegible]柳原小[illegible]八[illegible]相[illegible]
[illegible]湯[illegible]
小[illegible]

[illegible]の文[illegible]の[illegible]の湯[illegible]
新[illegible]の出[illegible]
[illegible]
六[illegible]
[illegible]
[illegible]

小栗左門左衛門の　　源氏代々
陸奥の興國寺城主にて北條氏滅亡後に成りて与十郎
小幡日向守に仕へる
信州に行くと村上義光為京と一日に十一戦ひて村上勝
利のゆへ河れ出る
河越扇谷の後小栗孫左衛門尉の子孫
田萩谷北日皆小栗と屬し
小とゐ始るゆへ河越夜軍より中陽軍迄なり
北陸国に居る小栗陸奥守の信玄の時四万人村上小笠原
流訪本曽之　　小栗忠八郎　上総介

文化七庚寅初春